

福島県立あさか開成高等学校

父母と教師の会会員 様

取扱代理店 箭内保険事務所

〒963-0201

福島県郡山市大槻町字針生下8-2

(受付時間: 9:00~17:00)

営業所 損害保険ジャパン郡山支社
引き受け保険会社 損害保険ジャパン株式会社

PTA団体傷害保険・賠償責任保険について

貴校父母と教師の会（以下「PTA」と略します）に加入いただいたPTA団体障害保険・賠償責任保険の内容は下記の通りですのご案内いたします。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

1 加入保険商品

- (1) PTA団体傷害保険（細菌性食中毒及びウイルス性食中毒補償特約付PTA団体傷害保険）
- (2) PTA賠償責任保険
（PTA特約（管理者賠償責任補償条項、児童・生徒賠償責任補償条項）付賠償責任保険）

2 保険期間 2022年4月28日～2023年4月28日まで1年間

3 保険の内容

- (1) PTA団体傷害保険（細菌性食中毒及びウイルス性食中毒補償特約付PTA団体傷害保険）

① 契約内容

下記②の方がPTA行事参加中またはその行事に参加するために自宅と行事会場との通常の往復中に、外来の事故により被ったケガに対して保険金をお支払いします。「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の給付対象になるものは、この保険の対象になりません。また、PTA行事参加中に細菌やウイルスを吸入、吸収し中毒症状が発生した時に保険金をお支払いします。

（PTA主催のサタデースクール、模擬試験、時間外課外授業、オープンキャンパス等の、各種会議及びイベント等が補償対象となります）

② 保険の対象となる方

PTA会員（保護者、教員）、生徒、PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている方（来賓、ボランティア等）

③ 保険金額

死亡保険金（事故によりケガをし、180日以内に死亡した場合）	10,000,000 円
後遺障害保険金（事故によりケガをし、180日以内に後遺障害が生じた場合）	10,000,000 円
入院保険金（事故によりケガをし、入院した場合180日以内の入院について1日）	5,000 円
手術保険金（事故によりケガをし、180日以内に治療のための手術をした場合、1回のみ）	
入院中の手術	50,000 円、外来による手術 25,000 円
通院保険金（事故によりケガをし、180日以内の通院について90日を限度）	3,000 円

④ 保険金をお支払いできない場合

故意または重大な過失や自然災害等、むちうちや腰痛等の医学的他覚所見のないもの等

- ⑤ 保険料 PTA会員保護者504名（4/20時点）に対して保険料総額 153,216 円

⑥ その他

上記は契約の概略を説明したもので、実際のお支払いは損害保険ジャパン傷害保険約款によります。

(2) P T A賠償責任保険

P T A特約条項（管理者賠償責任補償条項、児童・生徒賠償責任補償条項）付賠償責任保険

① 契約内容

<管理者倍償責任補償> P T Aの活動中のみ補償し、補償を受けられるのは貴P T A

P T A活動中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり（P T A活動危険）、第三者から借りた物をP T A会員や生徒が壊したり紛失したりして（受託物危険）、貴P T Aが法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。

<児童・生徒賠償責任補償> 日常生活全般を補償し、補償を受けられるのは生徒とその親権者など

生徒の行為が原因で、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、生徒やその親権者などが法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。P T Aの活動中に限らず、生徒の日常生活も含め24時間対象となります。

② 保険金額

P T A活動危険 対人 1名につき1億円 1事故につき10億円（P T A負担額1,000円）

対物 1事故につき2,000万円（P T A負担額1,000円）

受託物危険 加害会員1名につき 10万円、総額500万円（P T A負担額5,000円）

生徒賠償責任 対人、対物 1事故につき100万円（自己負担額1,000円）

③ 保険金をお支払いできない場合

故意、自然災害、自動車に関する賠償責任、自然の消耗等による賠償責任等

④ 保険料 生徒511名（4/20時点）に対して保険料総額72,680円

⑤ その他

上記は契約の概略を説明したもので、実際のお支払いは損害保険ジャパン賠償責任保険約款によります。

また、本賠償保険は自転車運転中の事故に対応しますが、補償額が十分ではないため、別に自転車保険への加入をおすすめします。

4 事故時の連絡先

P T A行事やその往復中にケガをしたとき（事故サポートセンター）

TEL 0120-727-110（24時間365日受付）

他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりしたとき（郡山サービスセンター）

TEL 024-922-2078